

経営レポート 2024

音更町上下水道事業

○水道事業

p1-p5

○簡易水道事業

p6-p10

○下水道事業

p11-p15

○参考資料

(用語集)

p16

令和6年8月27日

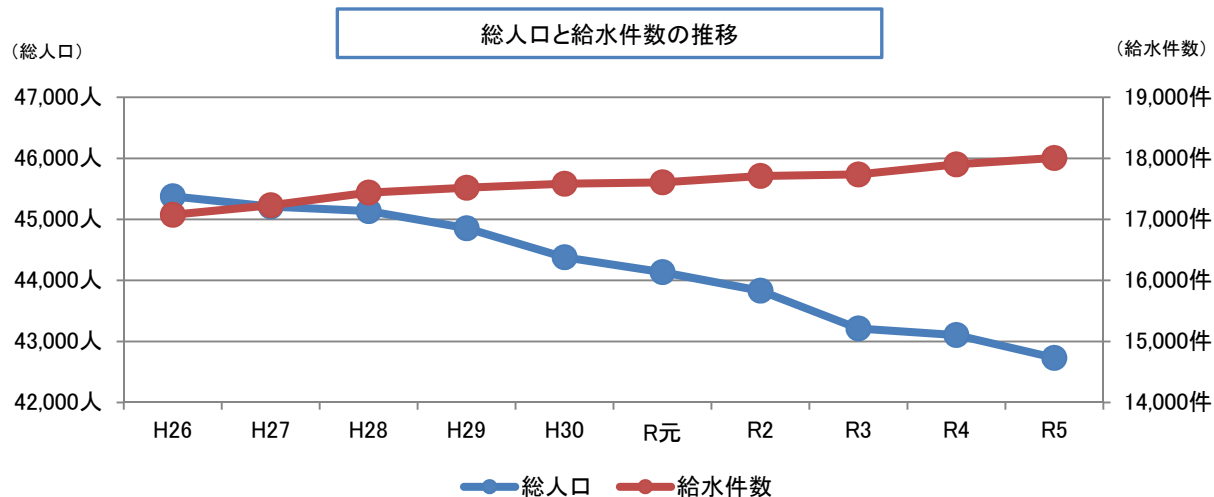
1 業務の概要

水道事業

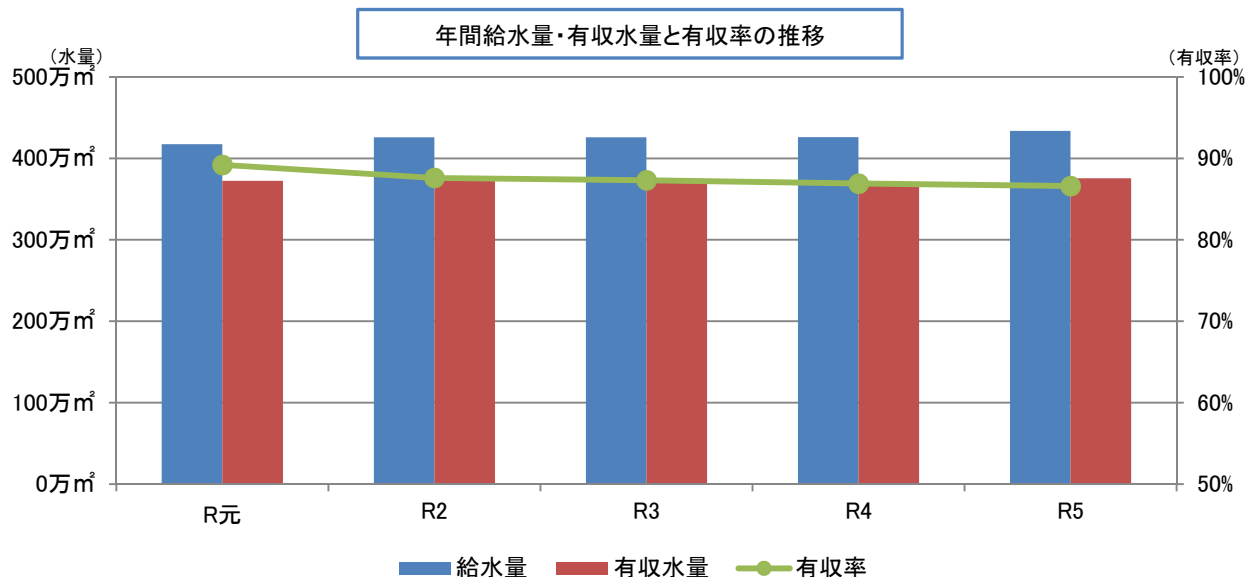
令和5年度末の給水件数は1万8,006件で、対前年度105件の増となりました。

令和5年度の年間総給水量は434万 m^3 で、有収水量は375万 m^3 でした。

給水の効率性を示す有収率は86.6%で、対前年度0.3ポイントの減となりました。



- 町の総人口は、平成22年度の45,600人をピークに減少傾向にあります。核家族化により給水件数は増加しています。



- 給水量とは、浄水場から送り出された水量と企業団からの受水量の合計のことです。
- 有収水量とは、料金算定の対象となった水量のことです。
- 漏水等により損失水量が増加し、有収率は対前年度0.3ポイントの減となっています。

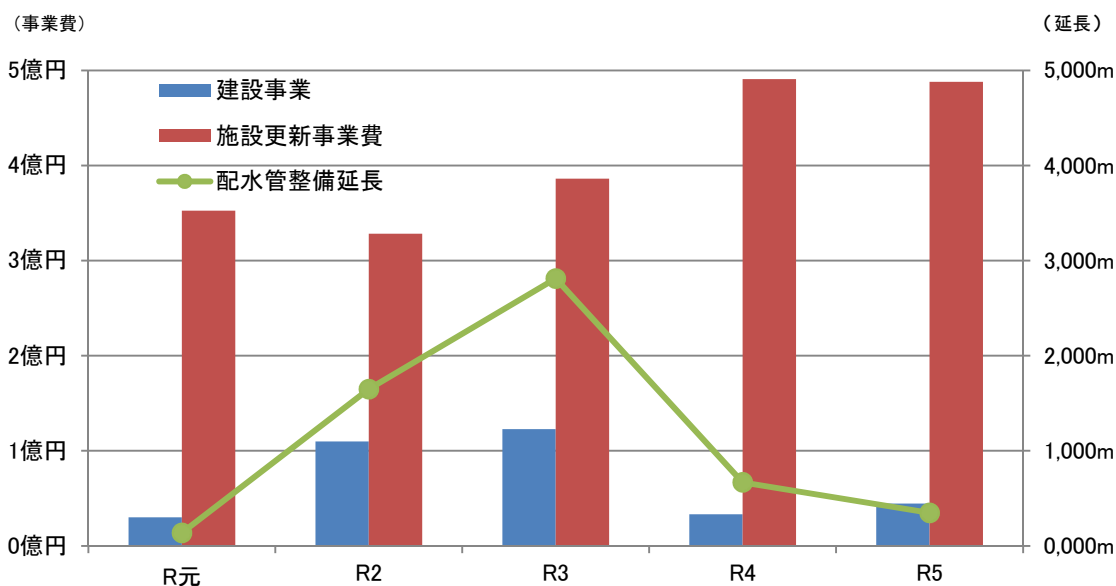
2 主要な建設事業

水道事業

令和5年度の建設事業費は4,400万円で、対前年度1,100万円の増となりました。

令和5年度の施設更新事業費は4億8,800万円で、対前年度300万円の減となりました。

建設事業費、施設更新事業費及び配水管整備延長の推移



建設事業

建設事業では、宅地開発に伴う人口増加と一部区域の拡張による水需要の増加に対応するため、配水管の布設工事などを行っています。

令和5年度は、木野西通12、木野大通西15、下士幌東10号の配水管布設工事や、開進地区の消火栓新設工事を行いました。

施設更新事業

施設更新事業では、主に老朽化した既設水道管の更新工事などを行っています。

水道管の法定耐用年数は40年ですが、町が毎年実施している宅内道路の再整備箇所には、道路から35年以上経過した水道管が埋設されている場合には、道路工事に併せて更新を行うことにより経費を抑制できるため、道路整備の担当課と連携して更新工事を実施しています。

その他の事業

住宅の新築などにより、新たに給水を開始する場合の新規設置の量水器(水道メーター)購入を行っています。また、量水器の有効期限は計量法により8年と定められていることから、期限を迎える前に対象となる量水器の取替工事を行っています。

3 決算の状況

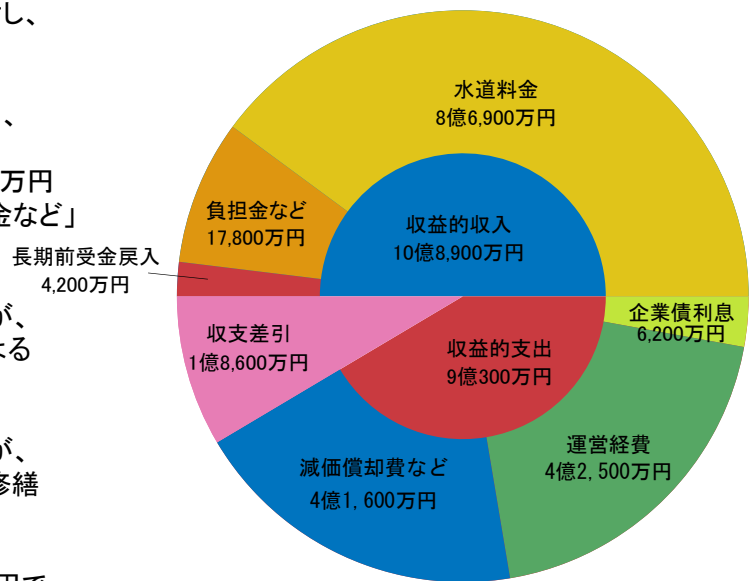
水道事業

令和5年度の給水収益は8億6,900万円で、対前年度1,400万円の減となりました。
 令和5年度の純利益は1億3,600万円で、対前年度2,500万円の増となりました。

収益的収支

- 事業運営の結果、収入額10億8,900万円に対し、支出額は9億300万円となりました。
- 給水収益(水道料金)は、8億6,900万円となり、収入のおよそ8割を占めています。
 (水道基本料金免除分の町からの補助金8,800万円を含めると9割を占める。当該補助金は「負担金など」に計上)
- 収入は対前年度1,400万円の増となりましたが、その主な理由は給水収益(水道料金)の増によるものです。
- 支出は対前年度1,000万円の減となりましたが、その主な理由は原水及び浄水費の委託料や修繕費などの減によるものです。
- この結果、収益的収支の差引は1億8,600万円で、消費税調整後の純利益は対前年度2,500万円の増で1億3,600万円となりました。

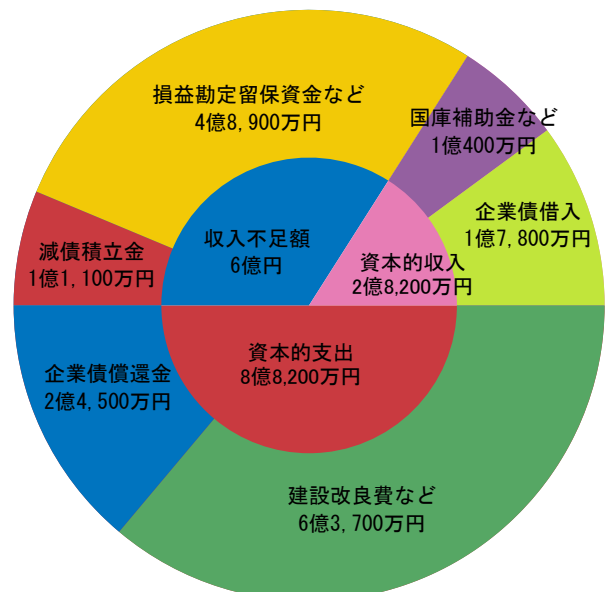
収益的収支の内訳



資本的収支

- 建設改良費などは、建設事業費や施設更新事業費の減により、対前年度800万円の減となりました。
- 企業債償還金は、平成4年度及び平成6年度に借り入れた起債の償還が終了し、前年度同等となりました。
- 資本的収支における収入不足額6億円については、減債積立金や損益勘定留保資金など、収益的収支から発生した財源で補っています。

資本的収支の内訳

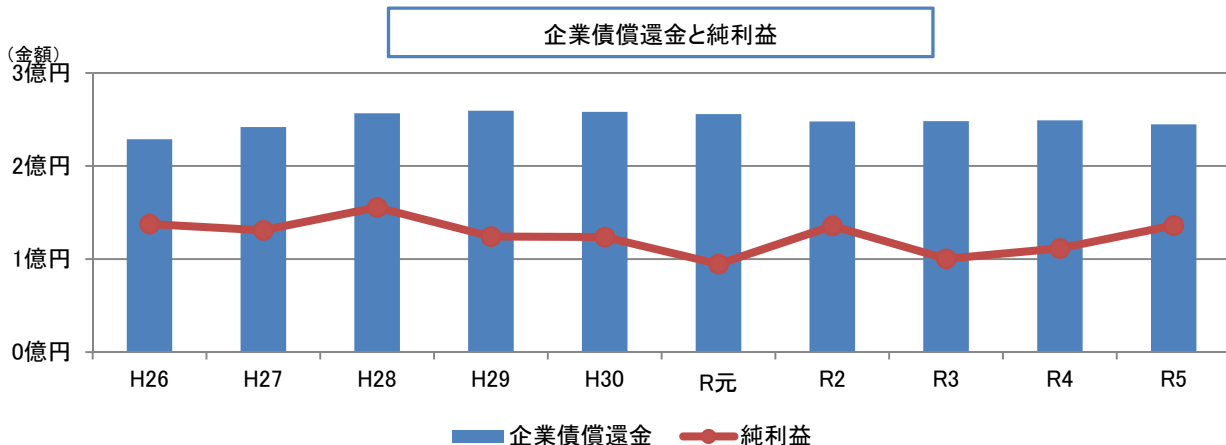


4 損益の状況

水道事業

令和5年度の純利益は1億3,600万円で、対前年度2,500万円の増となりました。

純利益は全て「減債積立金」に積み立て、企業債の償還財源とします。



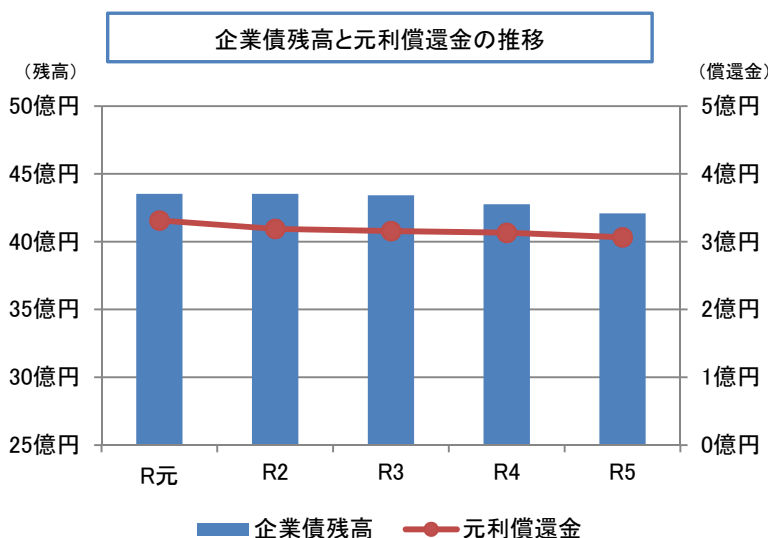
- 直近の10年間は毎年度1億～2億円の純利益を計上していますが、水道事業では資本的収支における収入不足を補うため、全て翌年度の企業債の償還に充てています。

5 企業債残高と元利償還金の推移

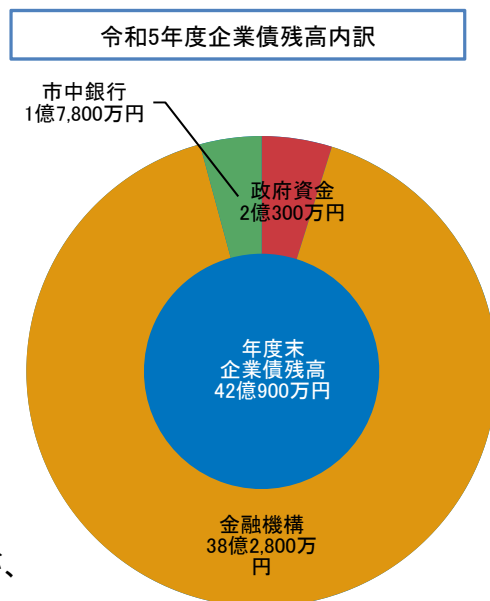
水道事業

令和5年度の企業債残高は42億900万円で、対前年度6,700万円の減となりました。

令和5年度の元利償還金は3億600万円で、対前年度700万円の減となりました。



- 企業債残高は、平成30年度以降ほぼ横ばいとなっていました、令和4年度以降は減少しています。
- 今後は施設の更新事業が中心となるため、内部留保資金などを活用することで借入を抑制し、経営上大きなウェイトを占める元利償還金を減らしていこうと考えています。



6 料金の収納状況

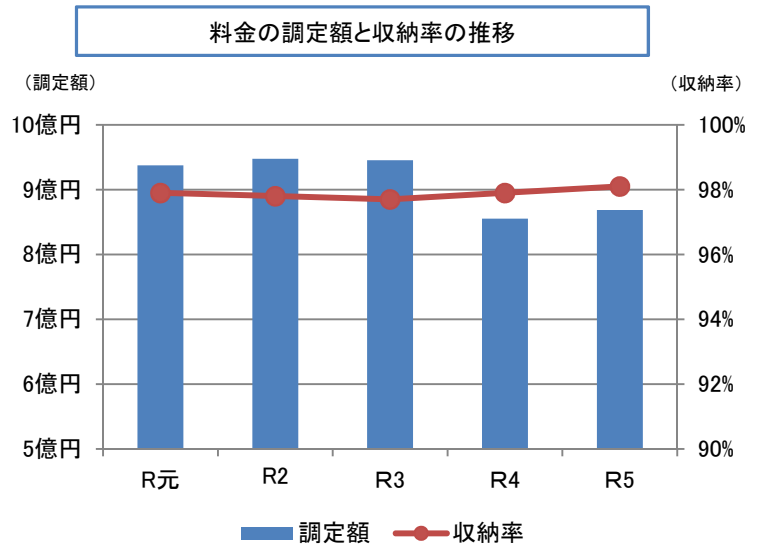
水道事業

令和5年度の水道料金調定額は8億6,900万円で、対前年度1,400万円の増となりました。

令和5年度の収納率は98.1%で、対前年度0.2ポイントの増となりました。

- 水道料金の令和5年度現年度調定額は8億6,900万円で、収納額は8億5,200万円となりました。なお、令和4年度及び令和5年度は、水道基本料金免除を行ったため、調定額が低くなっています。
- 令和5年度の調定額は対前年度1,400万円の増となりました。事業所向け需要(大型スーパーや十勝川温泉等)の増加により、調定額が増となりました。
- 令和5年度現年度調定分及び過年度調定分の合計の収納率は98.1%で、現年度分のみは98.1%となりました。

※ 調定額とは、料金の請求額のことです。



滞納への対応

滞納者への対応の状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
徴収員の訪問	7,302回	7,478回	7,096回
停水予告送付	563件	567件	477件
停水通告送付	287件	287件	235件
停水実施	66件	64件	53件

徴収員による徴収状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
金額	3,495,964円	3,484,191円	2,917,701円

不納欠損

	居所不明	徴収不能	法人の倒産・破産	本人死亡	合計
人数	2人	2人	3人	4人	11人
件数	8件	4件	8件	6件	26件
金額	9,552円	14,565円	120,856円	8,575円	153,548円

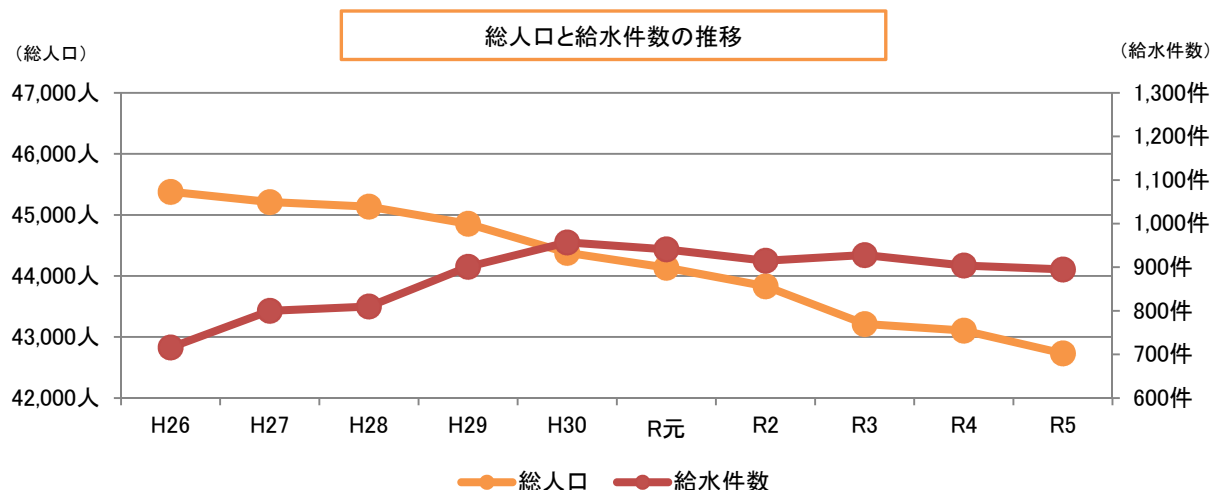
1 業務の概要

簡易水道事業

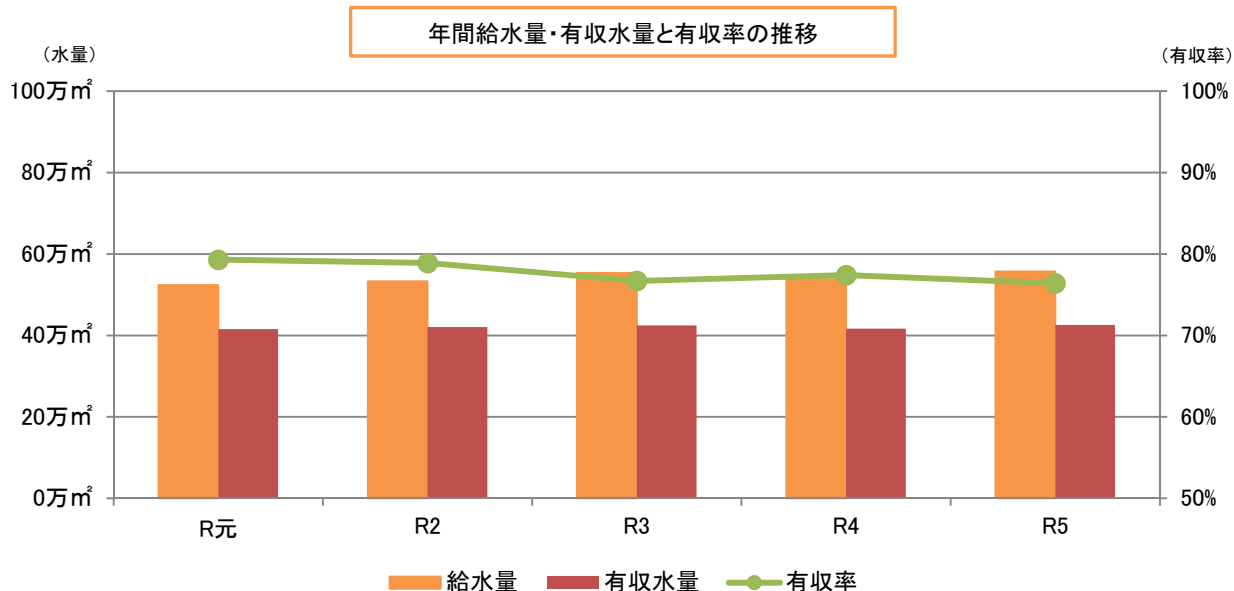
令和5年度末の給水件数は895件で、対前年度9件の減となりました。

令和5年度の年間総給水量は56万m³で、有収水量は43万m³でした。

給水の効率性を示す有収率は76.4%で、対前年度1.0ポイントの減となりました。



- 町の総人口は、平成22年度の45,600人をピークに減少傾向にあり、また給水件数は平成30年度をピークに減少傾向にあります。



- 給水量とは、浄水場から送り出された水量のことです。
- 有収水量とは、料金算定の対象となった水量のことです。
- 有収水量が増加したが、給水量も増えたため、有収率は対前年度1.0ポイントの減となっています。

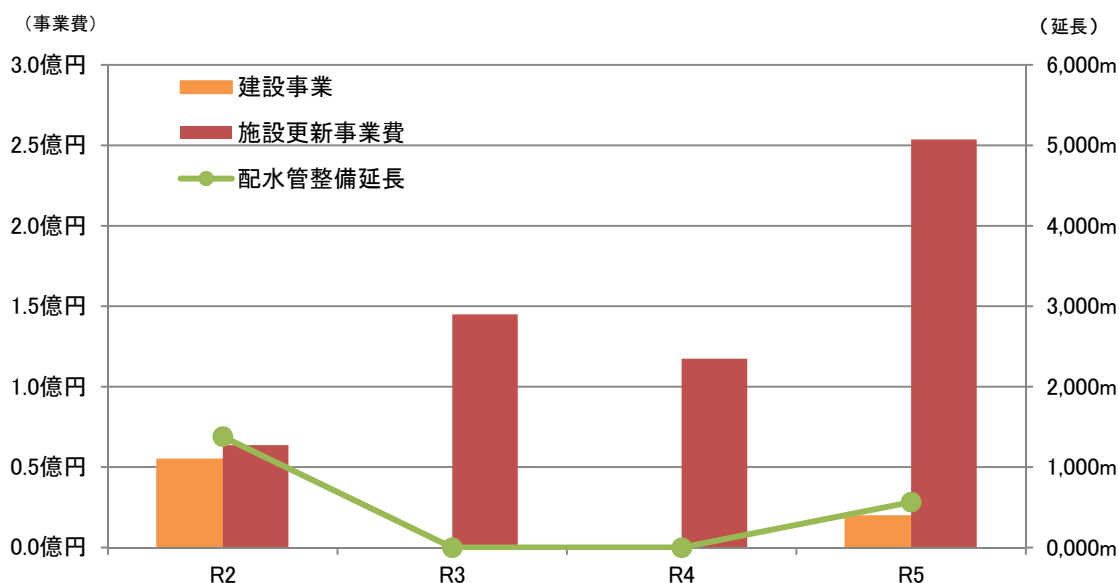
2 主要な建設事業

簡易水道事業

令和5年度の建設事業費は1,900万円で、対前年度比皆増となりました。

令和5年度の施設更新事業費は2億5,400万円で、対前年度1億3,700万円の増となりました。

建設事業費、施設更新事業費及び配水管整備延長の推移



建設・施設更新事業

工事

建設事業の工事は、西部簡易水道(大牧地区)送水管布設工事を行いました。

施設更新事業の工事は、主に既存施設の統廃合を含めた老朽化対策等を行っています。

令和5年度では、北西部浄水場取水井戸掘削工事や長流枝浄水場の機器設備更新工事を行いました。

負担金

施設更新事業では、道営事業「美蔓高倉第2地区」の負担金を支払っています。事業期間は、平成30年度から令和8年度、総事業費は約23億円と予定されています。平成30年度と令和元年度は調査測量設計を実施し、令和2年度より本格的な工事が開始されています。

主な内容としては、老朽化したハギノ浄水場を廃止して新浄水場を建設し、その新浄水場から万年浄水場への送水管を整備して万年浄水場の浄水機能を廃止し、配水池機能だけを残す施設統合(ダウンサイジング)を実施する予定です。また、法定耐用年数を経過しているハギノ地区の管路についても更新する予定です。

その他の事業

住宅の新築などにより、新たに給水を開始する場合の新規設置の量水器(水道メーター)購入を行っています。また、量水器の有効期限は計量法により8年と定められていることから、期限を迎える前に対象となる量水器の取替工事を行っています。

3 決算の状況

簡易水道事業

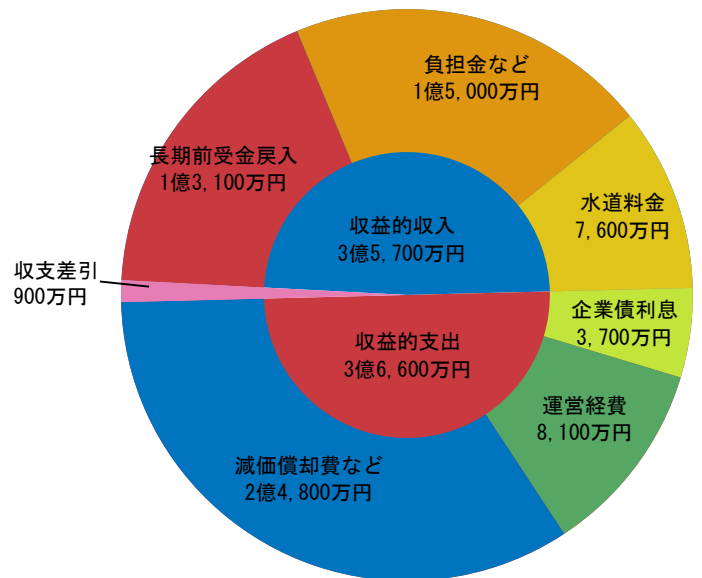
令和5年度の給水収益は7,600万円で、対前年度同等となりました。

令和5年度の純損失は3,200万円で、対前年度1,600万円の増となりました。

収益的収支

- 事業運営の結果、収入額3億5,700万円に対し、支出額は3億6,600万円となりました。
- 給水収益(水道料金)は、7,600万円となり、収入のおよそ2割を占めています。(水道基本料金免除分の町からの補助金500万円を含めたとしても、変わらずおよそ2割となる。当該補助金は「負担金など」に計上)
- 長期前受金戻入は、1億3,100万円となり、収入のおよそ4割を占めています。
- 減価償却費などは、2億4,800万円となり、支出のおよそ7割を占めています。
- この結果、収益的収支の差引は900万円で、消費税調整後の純損失は3,200万円となりました。

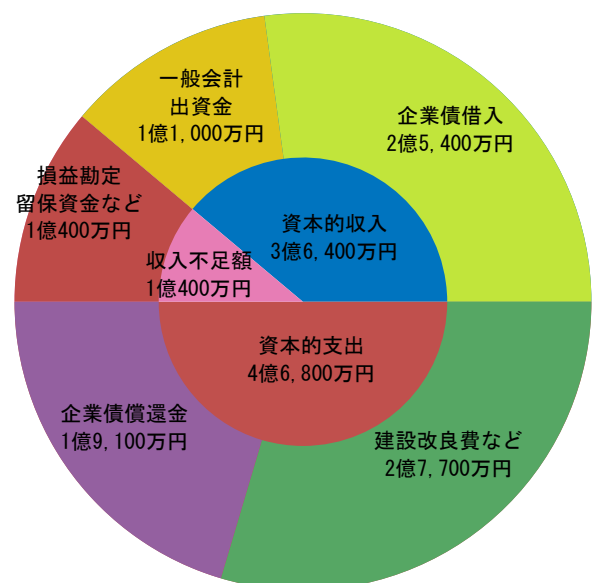
収益的収支の内訳



資本的収支

- 資本的収入は3億6,400万円、資本的支出は4億6,800万円となりました。
- 企業債借入は、2億5,400万円となり、収入のおよそ7割を占めています。
- 企業債償還金は、1億9,100万円となり、支出のおよそ4割を占めています。
- 資本的収支における収入不足額1億400万円については、損益勘定留保資金などで補っています。

資本的収支の内訳

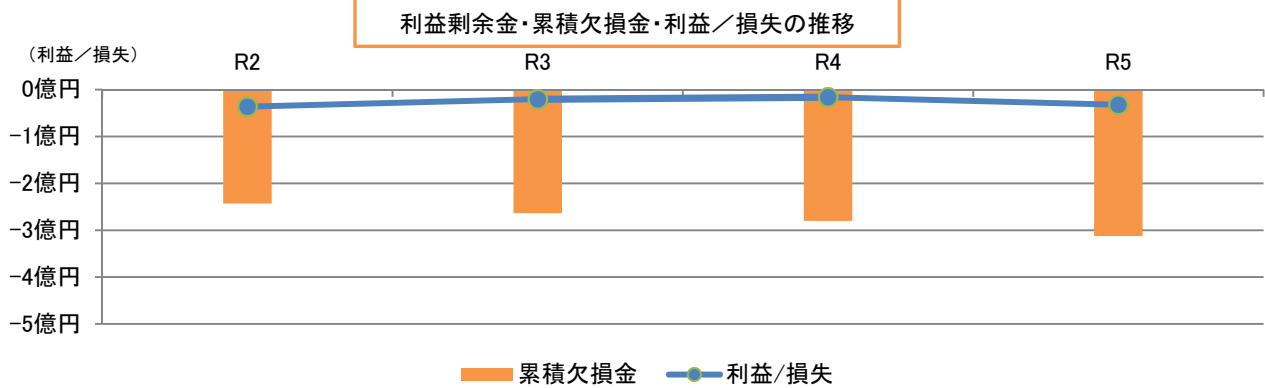


4 損益の状況

簡易水道事業

令和5年度の純損失は3,200万円となり、対前年度1,600万円の増となりました。

令和5年度未処理欠損金は、3億1,200万円となり、対前年度3,200万円の増となりました。

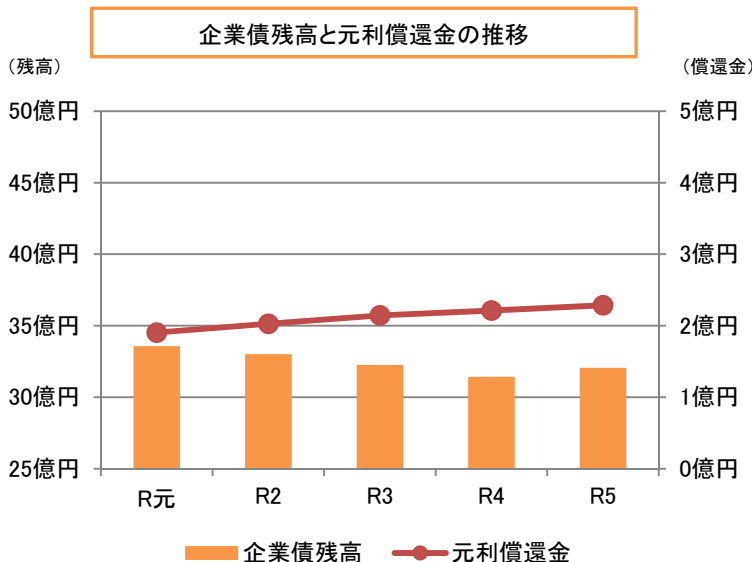


- 簡易水道事業は、水道事業と同程度の施設規模を有していながら、給水人口が水道事業の6%程度と少ないことから、一人当たりの費用負担が大きいため、現行の料金収入だけでは、施設の維持管理費や更新費を賄うことが困難であり、資金不足が発生する経営状態となっています。

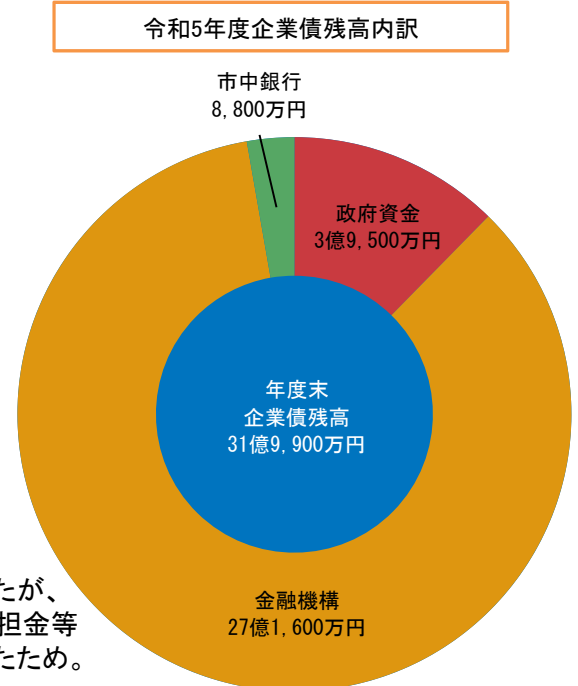
5 企業債残高と元利償還金の推移 簡易水道事業

令和5年度の企業債残高は31億9,900万円で、対前年度6,300万円の増となりました。

令和5年度の元利償還金は2億2,900万円で、対前年度800万円の増となりました。



- 企業債残高は、平成30年度をピークに減少傾向にありましたが、令和5年度で増加した。理由としては、工事費や道営事業負担金等の資本的支出が増えたことに伴い、企業債借入額が増加したため。



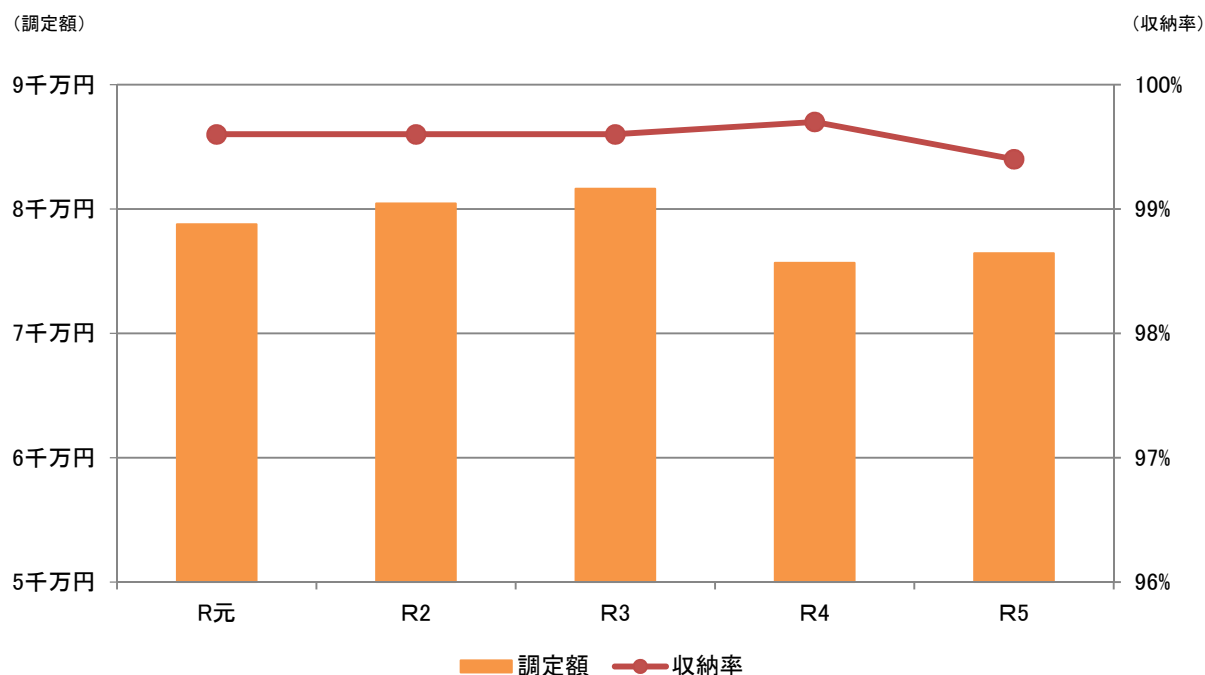
6 料金の収納状況

簡易水道事業

令和5年度の簡易水道料金調定額は7,600万円で、対前年度同等となりました。

令和5年度の収納率は99.4%で、対前年度0.3ポイントの減となりました。

料金の調定額と収納率の推移



- 簡易水道料金の令和5年度現年度調定額は7,600万円、収納額は7,500万円となりました。
なお、令和4年度及び令和5年度は、水道基本料金免除を行ったため、調定額が低くなっています。
- 令和5年度の調定額は、対前年度同等となりました。
- 令和5年度現年度調定分及び過年度調定分の合計の収納率は99.4%で、現年度分のみの収納率も99.4%となっています。

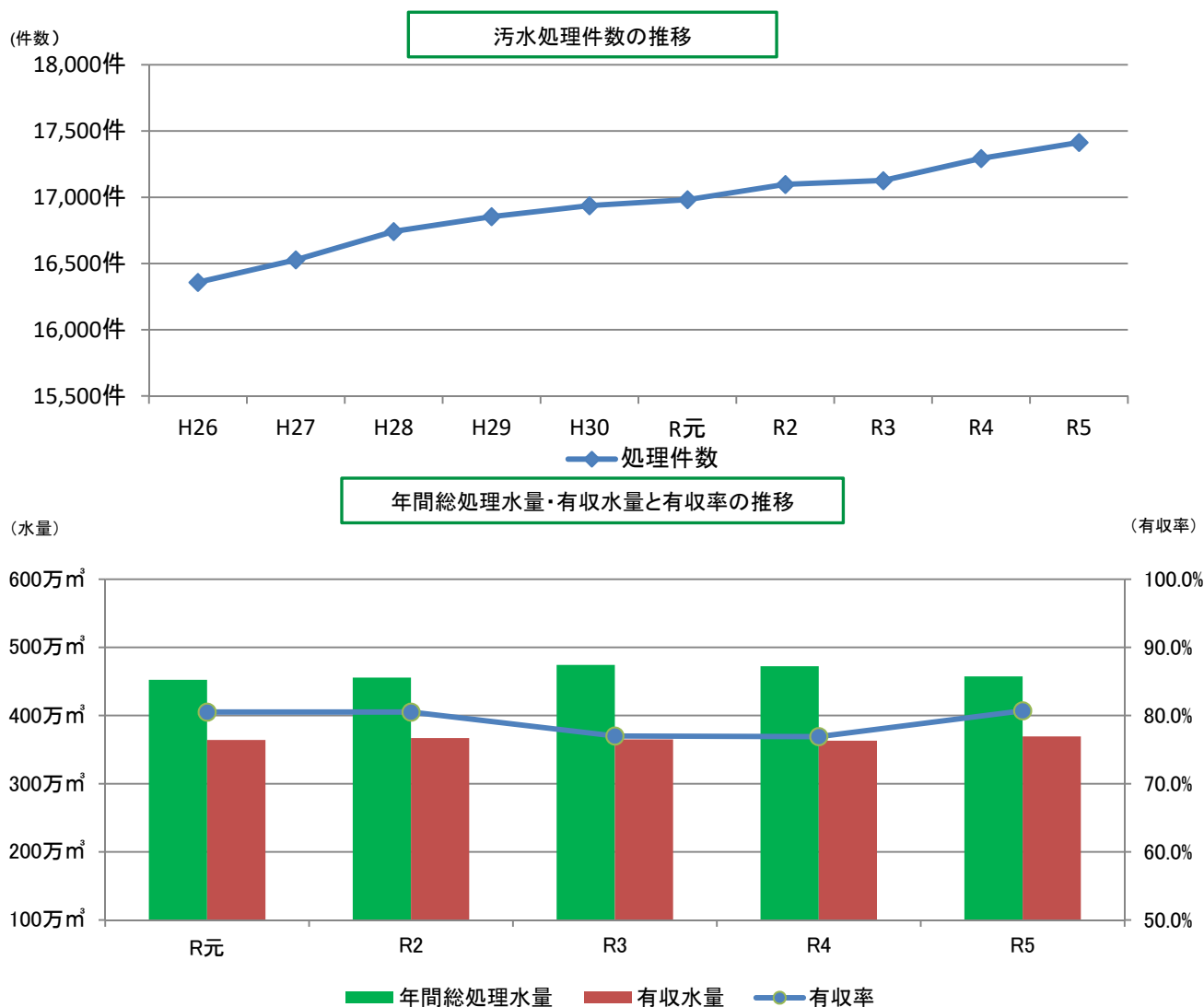
1 業務の概要

下水道事業

令和5年度末の汚水処理件数は1万7,414件で、対前年度121件の増となりました。

令和5年度の年間総処理水量は457万 m^3 で、有収水量は369万 m^3 でした。

汚水処理の効率性を示す有収率は80.7%で、対前年度3.8ポイントの増となりました。



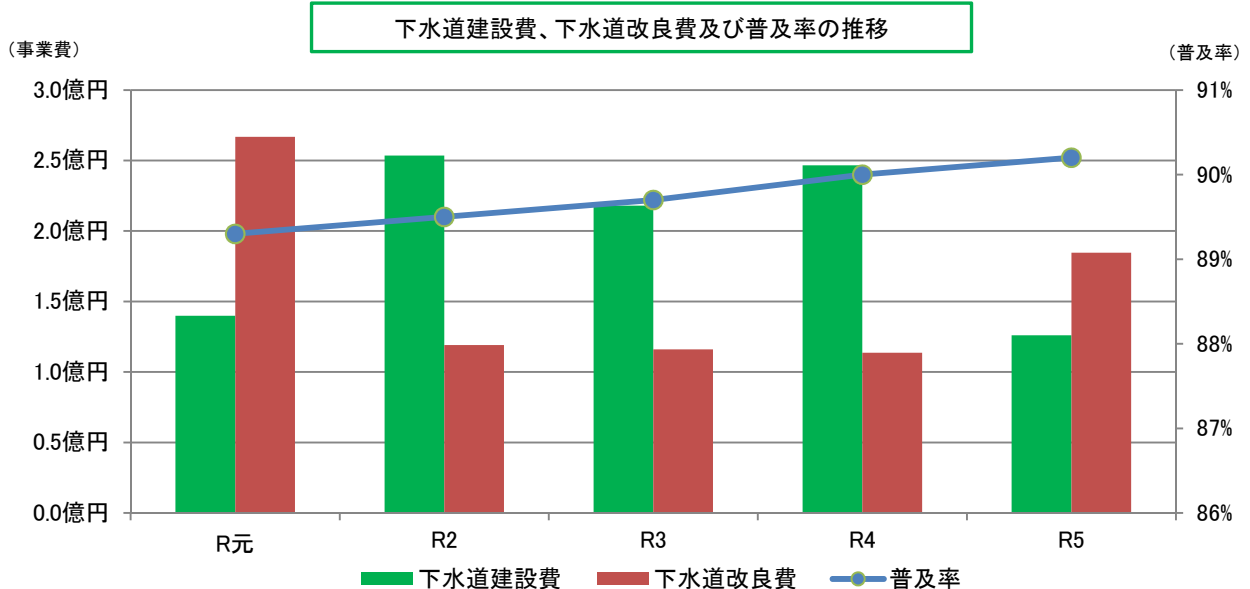
- 処理水量とは、汚水処理場に流入した水量のことです。
- 有収水量とは、使用料算定の対象となった水量のことです。
- 令和5年度は、年間総処理水量が対前年度15万 m^3 の減となりました。汚水処理の効率性を示す有収率は対前年度3.8ポイントの増となりました。

2 主要な建設事業

下水道事業

令和5年度の下水道建設費は1億2,600万円で、対前年度1億2,100万円の減となりました。

令和5年度の下水道改良費は1億8,500万円で、対前年度7,100万円の増となりました。



下水道建設費

- 下水道建設費では、処理区域の拡大に伴う下水道管の布設を中心に、処理施設の新設などを行っています。
- 令和5年度は、開進地区や木野地区の公共下水道工事などを行いました。

下水道改良費

- 下水道改良費では、汚水管の移設や既存施設の更新を行っています。
- 令和5年度は、国道241号汚水管移設工事や十勝川温泉浄化センター電気設備更新工事などを行いました。

◆受益者負担金について

道路や公園などのように、町民全体が利用できる施設の建設費は、公費で賄われますが、下水道のように特定の地域だけが利益を受ける場合には、その建設費を町民全体から納められている税金だけで賄うと、下水道の利益を受けない地域の人に負担をかけ「税負担の公平」を欠くこととなります。

このため、下水道により生活環境の向上などの利益を受けることが出来る地域の人「受益者」に建設費の一部を負担していただく制度です。

受益者負担金は、多額の建設費を賄う重要な財源として、下水道事業の推進に大きな役割を果たすもので、現在開進地区で負担金がかけています。

なお、負担金は1平方メートル当り340円と条例で定められています。(温泉地区は200円)

3 決算の状況

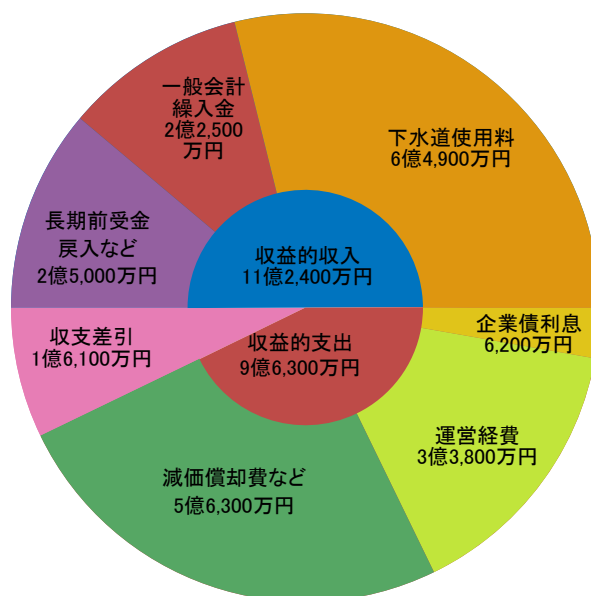
下水道事業

令和5年度の使用料収入は6億4,900万円で、対前年度1,100万円の増となりました。
 令和5年度の純利益は1億4,300万円で、対前年度3,600万円の減となりました。

収益的収支

- 事業運営の結果、収入額11億2,400万円に対し、支出額は9億6,300万円となりました。
- 使用料収入は6億4,900万円となり、収入のおよそ6割を占めています。そのほか、一般会計から負担金及び補助金として2億2,500万円を繰り入れています。
- 収入額は対前年度1,700万円の減となりましたが、その主な理由は、一般会計繰入金の減です。
- この結果、収益的収支の差引は1億6,100万円で、消費税調整後の純利益は対前年度3,600万円の減で1億4,300万円となりました。

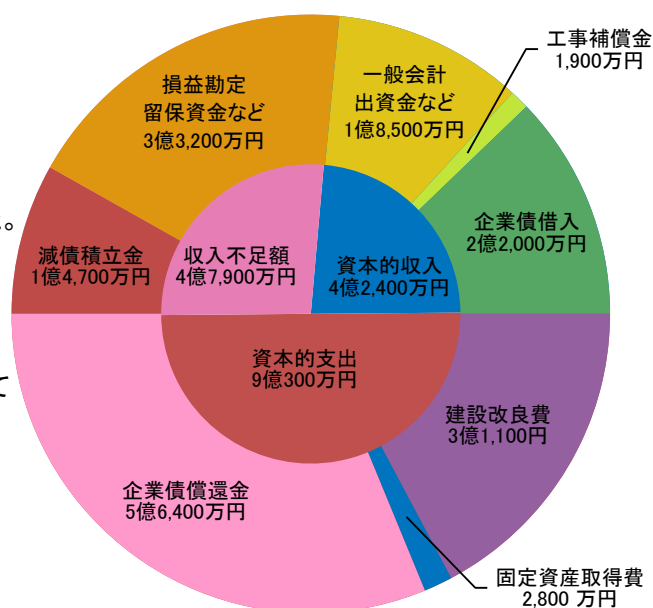
収益的収支の内訳



資本的収支

- 建設改良費は、下水道建設費が1億2,100万円の減、下水道改良費が7,100万円の増となり、資本的支出は前年度から1億300万円の減となりました。
- 企業債償還金は、対前年度5,100万円の減となりました。供用開始から30年余りが経過し、供用開始時期に借り入れた企業債の償還が終了したことで、減少となっています。
- 資本的収入における収入不足額4億7,900万円については、減債積立金や損益勘定留保資金など、収益的収支から発生した財源で補っています。

資本的収支の内訳



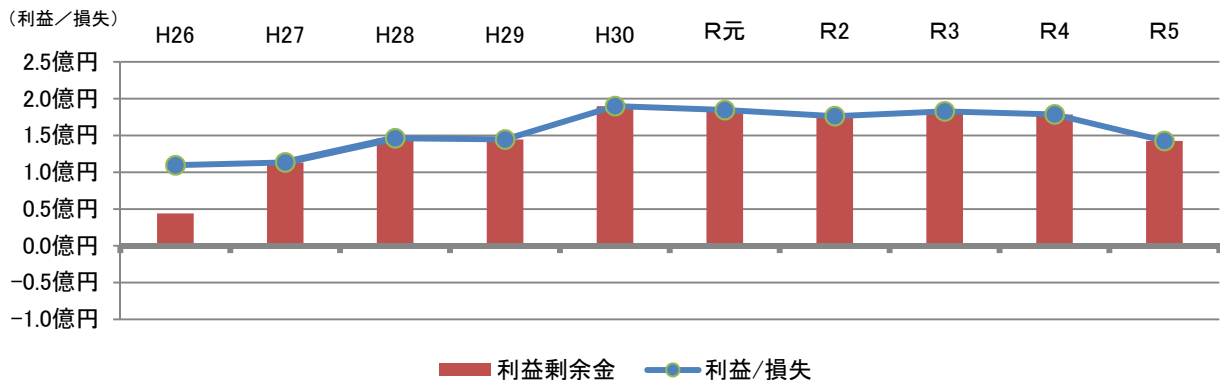
4 損益の状況

下水道事業

令和5年度の純利益は1億4,300万円で、対前年度3,600万円の減となりました。

純利益は全て「減債積立金」に積み立て、企業債の償還財源とします。

利益剰余金・累積欠損金・利益／損失の推移



○ 下水道事業は、平成24年度に町の特別会計から企業会計に移行しました。平成26年度に純利益を計上して以降、利益剰余金は資本的収支における収入不足を補うため、ほぼ全てを当年度の企業債の償還に充てています。

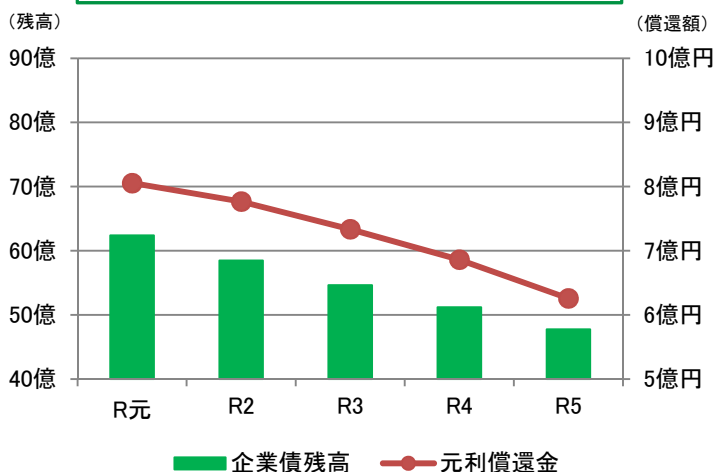
5 企業債残高と元利償還金の推移

下水道事業

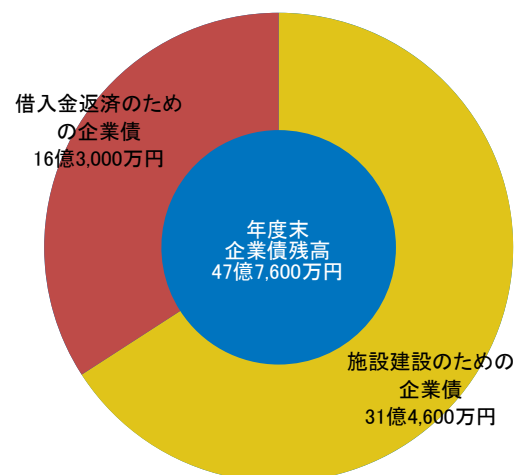
令和5年度の企業債残高は47億7,600万円で、対前年度3億4,500万円の減となりました。

令和5年度の元利償還金は6億2,600万円で、対前年度6,000万円の減となりました。

企業債残高と元利償還金の推移



令和5年度企業債残高内訳



○ 令和5年度末の企業債残高は、対前年度3億4,500万円減の47億7,600万円となり、そのうち資本費平準化債など借入金を返済するための企業債が16億3,000万円を占めています。

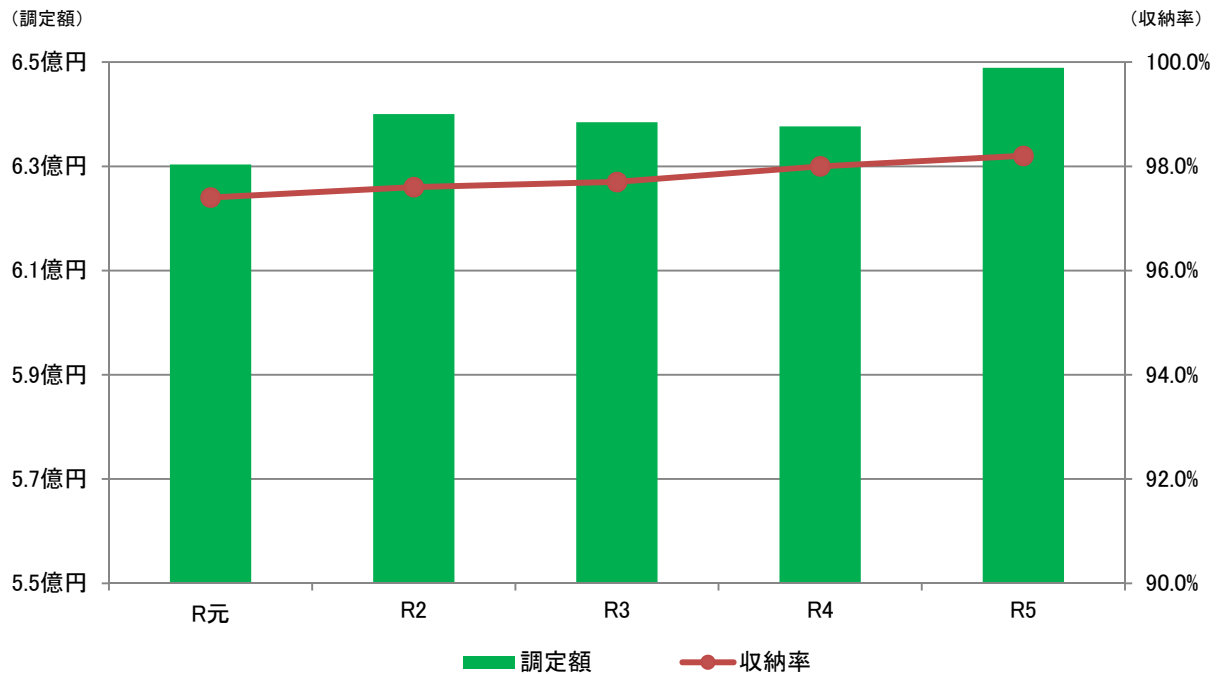
6 使用料の収納状況

下水道事業

令和5年度の下水道使用料調定額は6億4,900万円で、対前年度1,100万円の増となりました。

令和5年度の収納率は98.2%で、対前年度0.2ポイントの増となりました。

料金の調定額と収納率の推移



- 下水道使用料の令和5年度現年度調定額は6億4,900万円、収納額は6億3,700万円となりました。
- 令和5年度現年度調定分及び過年度調定分の合計の収納率は98.2%で、現年度分のみの収納率も98.2%となっています。

◆ なぜ水道料金と下水道使用料の呼び名は違うの？

水道は「料金」、下水道は「使用料」と呼び名が違うのには意味があります。

水道は給水サービスの提供を受けた対価として支払う「料金」、下水道は下水道施設を使っていることで支払う「使用料」という意味です。

参考資料（用語集）

○ 減価償却費

建物、構築物、機械器具、車両運搬具など、時の経過等によってその価値が減少する資産についてその取得に要した金額を一定の方法によって各年度の費用として配分することです。

また、利益の少ない時や欠損の生じた時に償却を見合わせることや利益の大きい時に多額の償却を行うことはできません。

なお、時の経過等によって価値が減少しない土地、建設仮勘定といった資産は非償却資産のため減価償却を行いません。

取得した固定資産については、補助金等も含めた金額で資産計上し減価償却を行うことで、貸借対照表上の資産価値の実態を適切に表示することができます。

減価償却費は経理上の支出になるので、現金が出ていくものではありません。（非現金支出）

○ 長期前受金

公営企業会計基準の見直しにより新設されたもので、償却資産の取得に伴い交付される国庫補助金工事補償金等（返還不要の財源のみ）を計上することとされています。

また、長期前受金として計上した額を、各年度の減価償却費に併せて収益化（長期前受金戻入）として計上します。

固定負債・流動負債が後日他人に対して支払うべき金銭債務のことをいうのに対し、長期前受金は減価償却資産をどのような財源で賄ったかを明確にしていこうためのものです。

長期前受金戻入は経理上の収益になるので、現金が入ってくるものではありません。（非現金収入）

○ 資産減耗費

固定資産が使用によって滅失し、または機能的に使用に耐えなくなった際、当該固定資産を廃棄しますが、この場合、固定資産の減価償却費として費用化されていない額を資産減耗費として計上します。

資産減耗費は経理上の支出になるので、現金が出ていくものではありません。（非現金支出）

○ 企業債

地方公共団体が行う借入を地方債といい、公営企業会計における地方債については企業債といいます。建設・改良等の資金調達のために借入れることができ、その償還が一会計年度を越える長期の借入金です。長期の借入を行うことでそれらの施設を利用して便益を受ける後世代の住民と現世代の住民との間で、費用負担を平準化し、世代間公平のための調整となります。